

【件名】

【市報ひたちなか及び防災マップの全世帯配布を求める陳情】

【趣旨】

当方、馬渡地区内に居をかまえて四十数年、当初より自治会へ加入、その間組長を2回、班長を1回経験致しました。回覧板、市報、議会だよりの配布等のほか組費の徴収、街灯の管理、支払い、各種行事への参加等、若干大変だな、と思うこともありましたが、どうにか消化してまいりました。また、当時は自治会に加入することは当然のことと考えてもおりました。

ところが平成も半ばを過ぎた頃から、当地区も高齢化がすすみ、体力的に無理、とのことで年に1~2世帯ほどが脱会されております。そして脱会と同時に今まで届いていた市報、防災マップは配布対象外となり当然届かなくなってしまします。多くの高齢者の方が半世紀以上にわたり当市に固定資産税や市民税を納めてこられた訳ですが果たしてこのような方々への対応に問題はないのでしょうか？

昭和50年代は市内全世帯の8割強が自治会へ加入されていたと記憶しております。2割の未加入世帯へは当然ながら届けられていなかった訳です。本来であればこの頃より全世帯への配布方法を検討すべきだったと思います。この自治会加入率の減少傾向は改善されることなく昨年度は加入世帯が約36200世帯と加入率は残念ながら6割を切る事態となってしまっております。
その結果残りの4割強、3万世帯へは市報や防災マップは届けられていないのが現状です。

未加入4万世帯の市民には市長の施政方針、毎年の予算、細かな住民へのサービス(プレミアム商品券等も含)全く知らされておりません。
さらには残念なのは災害時の行動指針であり生命線でもある防災マップすら非自治会員3万世帯へは届いていない現状です。これはより大きな問題といえるのではないでしょうか？

私はこれらの現状を大いに危惧、十年ほど前から(本間前市長時代)市政懇談会等の機会に上記2件の案件について全世帯への配布、告知を要望し続けてまいりました。勿論それぞれの担当窓口である市民活動課、広聴広報課等へも何度も足を運びました。残念ながらどの窓口の回答も同じものでした。

「現状の問題は理解しておりますが、ずっと自治会を通して配布をしておりますので直ぐには…」

との回答です。

最近になって唯一の改善策としてネットによる情報発信がなされてきておりますが、後期高齢者にとってネットを利用できる方はまだまだ極少数と思われます。現状を改善することなく此の儘の配布方法のままの状態を放置し続ければ、万一大きな自然災害が発生した際、避難場所すら知らされていない自治会未加入世帯の6万人余は右往左往、生命の危機にさらされることは目に見えており、大きな社会問題になること必定です。

自治体の刊行物を郵送、ポスティング等により全世帯への配布を実施している市町村は県内にもいくつか出てきております。例えば日立市などは一昨年よりポスティングを導入、自治会配布で届かない世帯へのフォローをされております。改善の動機としてこの数年でいくつかの自治体組織の末端である組が転出や高齢化等により解散、市民とともに問題意識を共有、行政として“市の情報を全ての市民に知っていただく事”を最重要課題として取り組み、全世帯配布へと改善がなされたと聞いております。

最後に地方自治法第二章第10条第2項には次のようにあります。

“住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う”とあります。

道路、水道、ごみ処理等はハード面での役務であり、情報伝達はソフト面での役務と考える次第です。

上記のとおり陳情書を提出いたします。

令和 5年 2月 20日

陳情者



ひたちなか市市議会議長

大谷 隆 殿

